

第9号 土地区画整理事業の施行された土地における建築物

1 趣旨

都市計画法施行以後、土地区画整理事業に基づく開発行為は、同法第29条第6号の規定により許可不要となったので、これとの均衡上、同法施行前に土地区画整理事業が完了している土地の区域内における建築を認めるものである。

2 申請地

申請地は、次の各号に掲げる事項のすべてに該当しなければならない。

- (1) 都市計画法施行前に完了した土地区画整理事業の施行された区域内であること。
- (2) 専用住宅1戸の敷地面積は、おおむね250㎡以上であること。
- (3) 地区計画が制定されている場合は、その制限を満たすこと。

3 建築物の規模及び用途

- (1) 規模 第一種低層住居専用地域に適用される建蔽率、容積率、高さ等の基準（建蔽率にあつては10分の4以下の数値と、容積率にあつては10分の6以下の数値とする。）に適合するものであること。ただし、建蔽率及び容積率については、対象土地の面積の状況又は周辺の建築物の建蔽率及び容積率の状況により、これにより難いと認められる場合は、この限りでない。
- (2) 用途 専用住宅。ただし、地区計画で用途が制限されている場合は、その制限内の用途であること。